

奈良市公報

号外第3号

平成22年 2月 4日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市会計規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会規則…………… 1
- 奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部を改正する規則…………… 2

告 示

- 開発行為に関する工事の完了…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 差押書の公示送達…………… 3
- 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧…………… 3
- 都市計画地区計画の変更案の原案の公衆縦覧…………… 3
- 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧…………… 4
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 5
- 平成21年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 道路の位置指定…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 指定管理者の公募（2件）…………… 9
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 10
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 10
- 奈良市営墓地使用者の募集…………… 11
- 交付要求通知書の公示送達…………… 12
- 住民票の職権消除…………… 12
- あやめ池土地地区画整理事業の事業計画の変更の認可…………… 12
- 放置自転車等の保管（3件）…………… 12
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 13
- 監 査
- 住民監査請求に係る監査結果の公表…………… 13
- 公 営 企 業
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 19

選挙管理委員会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 19
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 20

規 則

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年10月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第69号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「おおむね」を削り、同条に次の1号を加える。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、性質上納入通知書により難いと認められる収入で、会計管理者と協議の上、収納するもの

別表第1 企画政策課の項の次に次のように加える。

環境保全課	課長を除く 課員	奈良市路上喫煙防止に関する条例（平成20年奈良市条例第52号）第11条に規定する過料の収納
-------	-------------	---

別表第2 企画政策課長の項の次に次のように加える。

環境保全課長	奈良市路上喫煙防止に関する条例第11条に規定する過料の収納
--------	-------------------------------

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

（平成21年10月19日揭示済）

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会規則をここに公布する。

平成21年10月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第70号

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会規則（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号）第20条第6項の規定により、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に

ついて必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年11月12日から施行する。ただし、第3条第1項ただし書及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

(平成21年10月19日揭示済)

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第71号

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則(平成17年奈良市規則第57号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

受診 医療機関 及び 有効期間		
月額自己負担 限度額	外来	階層
	入院	

受診 医療機関 及び 有効期間		
保険者名		
被保険者証の 記号・番号	適用区分	
月額自己負担 限度額	外来	階層
	入院	

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年10月19日揭示済)

告 示

奈良市告示第546号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年10月16日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成21年4月16日 奈良市指令都整開 第09A-1号
平成21年8月7日 奈良市指令都整開 第09A-1-1号
 - 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年10月16日 第1188号
 - 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺新田町2560番3、2560番4、2564番2、2564番3、2564番4、2565番3、2565番4及び2565番5
 - 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺芝町1丁目4番23号
岡本 啓吾
- (平成21年10月16日揭示済)

奈良市告示第547号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年10月16日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成21年10月16日

を

- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄あやめ池駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成21年10月16日揭示済)

奈良市告示第548号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第68条の規定に基づく差押書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成21年10月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成21年10月19日揭示済)

奈良市告示第549号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成21年10月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
(仮称)北登美ヶ丘生活拠点地区地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市北登美ヶ丘六丁目及び押熊町の各一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約4.7ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成21年10月21日から同年11月4日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年11月11日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成21年10月20日揭示済)

奈良市告示第550号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成21年10月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
北登美ヶ丘六丁目東地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市北登美ヶ丘六丁目地内
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約5.1ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成21年10月21日から同年11月4日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に

平成21年11月11日までに必着するように提出してください。
別紙省略
(平成21年10月20日揭示済)

奈良市告示第551号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成21年10月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
押熊町北地区地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市押熊町2080番 他
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約1.1ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成21年10月21日から同年11月4日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に

平成21年11月11日までに必着するように提出してください。
別紙省略
(平成21年10月20日揭示済)

奈良市告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年10月20日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	医療法人松本快生会訪問看護ステーション「なでしこ」	奈良県奈良市百楽園五丁目7-33メゾンソワニエA棟101号	平成21年10月1日
新	医療法人松本快生会訪問看護ステーション「なでしこ」	奈良県奈良市学園大和町五丁目16	

(平成21年10月20日揭示済)

奈良市告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年10月20日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成19年3月31日
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人松本快生会訪問看護ステーション「なでしこ」	奈良県奈良市百楽園五丁目7-33メゾンソワニエA棟101号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成19年6月30日
医療法人松本快生会	奈良県奈良市百楽園五丁目2-6		
医療法人松本快生会訪問看護ステーション「さわやか」	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3-1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成19年6月30日
医療法人松本快生会	奈良県奈良市百楽園五丁目2-6		

(平成21年10月20日揭示済)
奈良市告示第554号
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項
 において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同
 法第55条の2の規定により告示します。
 平成21年10月20日
 奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	医療法人松本快生会訪問看護ステーション「なでしこ」	奈良県奈良市百楽園五丁目7-33メゾンソワニエA棟101号	医療法人松本快生会	平成21年10月1日
新	医療法人松本快生会訪問看護ステーション「なでしこ」	奈良県奈良市学園大和町五丁目16	医療法人松本快生会	

(平成21年10月20日揭示済)
奈良市告示第555号
 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)第17条
 第3項の平成21年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項

の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公表
 します。
 平成21年10月20日
 奈良市長 仲川元庸

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	71,700	0.7024
		74.8	3-4号館	71,200	0.7024
		74.8	5-6号館	75,200	0.7024
		39.3	6号館	39,400	0.7024
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	16,800	0.7578
		74.9	1-2号棟	89,100	0.7816
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	72,800	0.7589
		64.2	1-2号棟	62,600	0.7589
		64.5	1-2号棟	63,000	0.7589
		71.9	1-2号棟	70,200	0.7589
		74.6	3号棟	72,300	0.7589
		64.2	3号棟	62,200	0.7589
		64.5	3号棟	62,500	0.7589
		71.9	3号棟	69,700	0.7589
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	68,700	0.7709
		64.5	1-2号棟	59,300	0.7709
		71.2	1-2号棟	65,500	0.7709
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	18,200	0.7323
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	19,200	0.7629
		28.0	141-150	19,800	0.7629
		33.8	151-160	21,500	0.7629
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	112,600	0.7999
		60.7	1-2号棟	97,400	0.7999
		55.3	1-2号棟	95,600	0.8061
		70.1	3号棟	108,500	0.7999
		60.7	3号棟	93,900	0.7999
		55.3	3号棟	93,100	0.8061
		60.1	3号棟	93,000	0.7999
		41.6	3号棟	64,000	0.7999

第10号市営住宅	奈良市古市町	42.7	127-141	19,700	0.7238
		55.4	143-157	29,300	0.7238
		58.8	158-164	30,800	0.7238
		58.8	165-188	30,900	0.7238
		74.6	1-23	92,800	0.7276
		74.6	24-35	91,100	0.7276
		74.9	36-62	90,400	0.7276
		74.9	63-66	91,200	0.7276
		74.9	67-102	93,300	0.7276
		75.0	103-112	91,100	0.7276
		74.9	113-118	87,500	0.7276
		74.9	119-124	99,600	0.7276
		74.8	125-128	100,000	0.7276
		74.8	129-134	101,900	0.7276
		74.9	137-138	101,600	0.7276
		74.9	135-136	92,700	0.7276
		75.0	139-140	85,200	0.7276
		31.4	1-12	13,300	0.7135
		第11号市営住宅	奈良市杏町及び 西九条町三丁目	55.4	74-78
55.4	64-73			28,400	0.7033
58.8	79-91			29,500	0.7033
58.8	92-101			34,100	0.7033
74.8	1-10			86,900	0.7060
74.9	25-28			88,900	0.7060
74.9	11-24			87,900	0.7060
74.9	29-32			88,600	0.7060
74.9	33-38			90,700	0.7060
74.9	39-43			90,700	0.7060
75.0	44-47			91,400	0.7060
74.9	48-53			91,200	0.7060
75.0	54-55			84,700	0.7060
74.9	56-57			96,500	0.7060
74.9	58-63			85,000	0.7060
75.0	64-65	79,500	0.7060		
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、 横井二丁目、 横井五丁目	55.4	76-105	29,600	0.7051
		75.0	1-28	92,200	0.7078
		74.9	39-43	90,400	0.7078
		74.9	29-38	91,000	0.7078
		74.8	44-49	89,300	0.7078
		74.9	50-53	89,400	0.7078
		74.9	54-55	90,000	0.7078
		74.9	56-59	92,300	0.7078
		75.0	60-67	90,000	0.7078
		75.0	68-71	90,200	0.7078
		74.9	72-75	87,600	0.7078
		74.9	76-77	98,800	0.7078
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	30,300	0.7000
		58.8	21-30	33,700	0.7000
		74.9	1-8	90,000	0.7024

		75.0	9-14	90,800	0.7024
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	82,300	0.7798
第16号市営住宅	奈良市西木辻町	28.3	101-405	20,000	0.7572
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	27,500	0.7651
		37.6	2号棟	26,000	0.7651
		42.1	3号棟	25,100	0.7651
		38.7	4号棟	23,100	0.7651
		42.3	5-6号棟	25,900	0.7651
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	32,700	0.7221
		74.8	101-404	76,800	0.7258
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	45,700	0.8156
		65.0	5-9号棟	55,100	0.8156
		55.0	5-9号棟	46,700	0.8156
		45.0	5-9号棟	38,000	0.8156
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	48,700	0.8383
第22号市営住宅	奈良市藺生町	31.5	1~20	8,500	0.6659
		31.5	21~36	8,300	0.6659
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1~20	7,900	0.6693
		31.5	21~40	8,500	0.6693

(平成21年10月20日揭示済)

奈良市告示第556号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年10月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年10月20日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年10月20日揭示済)

奈良市告示第557号

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年10月20日

奈良市長 仲川元庸

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱(平成16年奈良市告示第336号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号を削る。

第8条の見出しを「(交付の決定等)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、訓練促進費の交付を受けている者及びその者と同一の世帯に属する者(訓練促進費の交付を受けている者の扶養義務者でその者と生計を同じくするものを含む。)の市町村民税の課税状況等により、訓練促進費の交付内容を変更したときは、母子家庭高等技能訓練促進費等交付変更決定通知書(別記第3号様式の2)により申請者に通知するものとする。

第9条第1項中「3箇月を単位として」を「毎月」に、「毎年1月、4月、7月及び10月の4期にそれぞれ前月までの分を交付する」を「当該訓練促進費は、前月分の訓練促進費とする」に改め、同条第2項中「、その月の在籍を証明する書類を添えて当該3箇月分の」を「より」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の1項を加える。

(平成21年6月分から平成24年3月分までの訓練促進費の特例措置)

2 平成21年6月5日から平成24年3月31日まで修業している者に対する平成21年6月分から平成24年3月分までの訓練促進費の支給に関する第2条、第4条、第5条及び第7条第3項並びに別記第1号様式の(高等技能訓練促進費用)の規定の適用については、第2条中「修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した日」とあるのは「修業を開始した日」と、第4条中「修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した日以後の残りの2分の1に相当する期間(交付申請のあった月以後の期間に限る。）」とし、18月を上限」とあるのは「修業する期間の全期間」と、第5条第1号ア中「103,000円」とあるのは「141,000円」と、同号イ中「51,500円」とあるのは「70,500円」と、第7条第3項中「修業期間の2分の1に相当する期間(その期間が18月を超えるときは、

修業する期間から18月を減じた期間)を経過した日」とあるのは「修業を開始した日」と、別記第1号様式の(高等技能訓練促進費用)中「修業期間の2分の1に相当する期間(その期間が18月を超えるときは、修業する期間から18月を減じた期間)が経過した日」とあるのは「修業を開始した日」とする。

請時に修業している養成機関の長が発行する単位取得証明書等を削る。

別記第2号様式(注)1中「交付月(1月、4月、7月、10月)の前月」を「3月、6月、9月及び12月の各月」に改める。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の(高等技能訓練促進費用)中「(5) 申

別記

第3号様式の2(第8条関係)

母子家庭高等技能訓練促進費等交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日第 号で交付決定した母子家庭高等技能訓練促進費等について、次のとおり変更することと決定しましたので通知します。

		決定番号
変 更 内 容	旧 訓練促進費 月額	円
	新 訓練促進費 月額	円
変 更 年 月	年 月分から	
理 由		

(注)

- 1 母子家庭高等技能訓練促進費の交付を受けるためには、養成機関から発行される在籍証明書を3月、6月、9月及び12月の各月の20日までに提出することが必要です。当該証明書の提出がない場合は、交付を停止する場合があります。
- 2 入学支援修了一時金の交付を受けるためには、入学支援修了一時金の交付決定を受けた後速やかに、母子家庭高等技能訓練促進費等交付請求書により入学支援一時金の請求をすることが必要です。
- 3 母子家庭の母でなくなったとき、本市から転出したとき、養成機関での修業をとりやめたときその他受給資格がなくなったときは、14日以内に届け出てください。

別記第4号様式中

添付書類	在籍を証明する書類 修了を証明する書類 納税証明書等	を に
添付書類		

改める。

附則

(施行期日等)

1 この告示は、平成21年10月20日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）附則第2項の規定は、平成21年6月分の訓練促進費の交付から適用し、改正後の要綱第9条の規定は、平成21年10月分の訓練促進費の交付から適用する。

(訓練促進費の内払)

2 この告示による改正前の奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき訓練促進費交付対象者が交付を受けた訓練促進費は、改正後の要綱の規定による訓練促進費の内払とみなす。

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の要綱別記第1号様式及び第4号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成21年10月20日揭示済)

奈良市告示第558号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年10月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年10月21日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年10月21日揭示済)

奈良市告示第559号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成21年10月22日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次
道路の位置	奈良市大安寺西三丁目185番12の一部及び206番7
道路の幅員	最大4.05m 最小4.05m
道路の延長	33.57m
指定年月日	平成21年10月22日
指定番号	第21011号

(平成21年10月22日揭示済)

奈良市告示第560号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年10月22日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成21年9月14日 奈良市指令都整開 第09A-19号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年10月22日 第1189号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三碓七丁目27番7及び28番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区港南2丁目18番1号

株式会社ゼンショー

代表取締役 小川賢太郎

(平成21年10月22日揭示済)

奈良市告示第561号

奈良市都祁交流センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成21年10月22日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市都祁白石町1133番地

奈良市都祁交流センター

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市都祁交流センターの事業の実施に関すること。

(2) 奈良市都祁交流センターの使用承認及び使用制限に関すること。

- (3) 奈良市都祁交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民活動部文化・スポーツ振興課
 - (2) 申請期間
平成21年10月5日から平成21年10月28日まで
 - (3) 提出書類
奈良市都祁交流センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
ア 奈良市都祁交流センター指定管理者事業計画書
イ 奈良市都祁交流センター指定管理者収支予算書
ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
キ 団体及びその代表者が平成20年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市都祁交流センター指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市市民活動部文化・スポーツ振興課
電話 0742-34-4862

(平成21年10月22日揭示済)

奈良市告示第562号

奈良市都祁体育館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成21年10月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市都祁白石町1161番地
奈良市都祁体育館
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設の管理及び整備に関すること。

- (3) 整備器材・器具及び各種車両の維持管理に関すること。
- (4) 施設の安全対策と防火管理及び防災訓練に関すること。
- (5) 委託業者の指揮監督に関すること。
- (6) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民活動部文化・スポーツ振興課
 - (2) 申請期間
平成21年10月5日から平成21年10月28日まで
 - (3) 提出書類
奈良市都祁体育館指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
ア 奈良市都祁体育館指定管理者事業計画書
イ 奈良市都祁体育館指定管理者収支予算書
ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
キ 団体及びその代表者が平成20年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市都祁体育館指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市市民活動部文化・スポーツ振興課
電話 0742-34-4862

(平成21年10月22日揭示済)

奈良市告示第563号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成21年10月23日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成21年10月23日揭示済)

奈良市告示第564号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4

号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成21年10月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定年月日
平成21年10月23日
- 2 指定した道路の名称又は種類
 - (1) 都市計画道路 3・4・108大森高畑線
 - (2) 都市計画道路 3・4・125大森西町線
 - (3) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路
- 3 指定した道路の区域
別図のとおり
別図省略

(平成21年10月23日揭示済)

奈良市告示第565号

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。

平成21年10月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 申し込み・受付
 - (1) 募集区画
寺山霊苑 7区画（A東募集区2区画、A西募集区4区画、B東募集区1区画）
七条町南山墓地 1区画
 - (2) 募集内容
ならしみんだより11月号、奈良市ホームページに掲載します。
使用申込書と使用申込案内は、生活環境課・各出張所・各行政センター・各連絡所及び市民サービスセンターで配布します。
 - (3) 申込資格
奈良市に住民登録又は外国人登録をし、現に居住している世帯主
※申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を満たさない場合は、当選が無効になります。
 - (4) 申込期間
 - ア 持参による申し込みの場合
平成21年11月24日（火）から同月30日（月）まで
 - イ 送付による申し込みの場合
平成21年11月1日（日）から平成21年11月30日（月）必着
送付先：奈良市役所市民生活部生活環境課
 - (5) 申込時間
持参による申し込みの場合 午前9時から午後5時まで
 - (6) 申込場所
持参による申し込みの場合
上記受付期間の平日は、市役所中央棟 2階第13会議室

上記受付期間の土曜日及び日曜日は、市役所中央棟 1階第3会議室

(7) 注意事項

- ア 持参による申し込みの場合、申込書に必要事項を記入のうえ、印鑑及び抽選結果送付用80円切手1枚と共に申込場所に提出してください。
- イ 送付による申し込みの場合、申込書、受付控送付用80円切手1枚、抽選結果送付用80円切手1枚を同封し送付してください。
- ウ 持参による申し込みの場合、記載事項の確認のため、本人又は内容の分かる方が直接申し込んでください。
- エ 1世帯1区画とし、世帯主で申し込みをしてください。
- オ いずれか一つの募集区を決めて申し込みください。ただし、区画場所の指定はできません。
- カ 一旦申し込みされた後の募集区の変更はできません。
- キ 申し込み状況の問合せについてはお答えできません。
- ク 使用許可後3年以内に碑石等を建設してください。建設されない時は使用許可を取り消す場合があります。

2 公開抽選（申込者多数の場合）

- (1) 抽選日時
平成21年12月9日（水）午前10時から
- (2) 抽選場所
市役所北棟 6階第22会議室
- (3) 抽選結果については封書で通知します。
- (4) 電話での問合せはご遠慮ください。

3 使用許可申請

- (1) 申請期限
平成21年12月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
- (2) 申請時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 申請場所
市民生活部生活環境課（市役所中央棟2階）
- (4) 当選通知書、使用許可申請書、申し込み受付控、住民票（申請者のみで続柄記載のもの）及び印鑑を持参してください。
- (5) 申請時に資格審査を行い、その後墓地使用許可書をお渡しします。

4 当初使用料の払い込み

- (1) 納付期限
平成22年1月15日（金）まで
- (2) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関又は、代理金融機関で納付してください。
- (3) 納付期限までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消す場合があります。

なお、使用許可申請時に当初使用料・年間使用料を直接納付していただいても結構です。

5 使用開始

平成22年2月1日(月)から使用を開始します。

6 連絡先

奈良市市民生活部生活環境課

(代表34-1111内線2671・直通34-4732)

(平成21年10月27日揭示済)

奈良市告示第566号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成21年10月27日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

交付要求通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成21年10月27日揭示済)

奈良市告示第567号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成21年10月27日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成21年10月27日揭示済)

奈良市告示第568号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定によりあやめ池土地区画整理事業の事業計画の変更

(第2回)を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年10月27日

奈良市長 仲川元庸

1 土地区画整理事業の名称

あやめ池土地区画整理事業

2 施行者の住所及び名称

住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号

名称 近畿日本鉄道株式会社

3 事業施行期間

平成20年2月29日から平成22年12月31日まで

4 施行地区

奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ池北三丁目及びあやめ池南二丁目の各一部

5 事務所の所在地

奈良県生駒市辻町763の1(近鉄不動産株式会社資産管理部内)

6 施行認可の年月日

平成20年2月29日

7 規準及び事業計画の変更(第1回)認可年月日

平成20年12月22日

8 事業計画の変更(第2回)認可年月日

平成21年10月27日

9 事業年度

毎年4月1日より翌年3月31日まで

10 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

(平成21年10月27日揭示済)

奈良市告示第569号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年10月28日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年10月25日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年10月28日揭示済)

奈良市告示第570号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年10月28日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年10月27日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年10月28日揭示済)

奈良市告示第571号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年10月29日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年10月29日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺、近鉄平城駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年10月29日揭示済)

奈良市告示第572号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成21年10月30日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日

平成21年10月30日

2 指定した道路の名称又は種類

(1) あやめ池土地区画整理事業による事業計画道路

3 指定した道路の区域

別図のとおり

別図省略

(平成21年10月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第19号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成21年10月21日

奈良市監査委員 吉 田 肇

同 中和田 守

同 北 良 晃

同 山 中 益 敏

奈 監 第 115 号

平成21年10月14日

請 求 人

奈良市学園緑ヶ丘二丁目8番15号

酒 井 孝 江 様

奈良市監査委員 吉 田 肇

同 中和田 守

同 北 良 晃

同 山 中 益 敏

住民監査請求の結果について(通知)

平成21年8月21日付けで提出のあった住民監査請求については、同月25日付けで受理し、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 監査対象

奈良市総務部管財課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成21年9月3日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成21年9月3日、総務部次長、同部管財課長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨(原文のとおり)

・だれが(請求の対象となる職員) : 前奈良市長・藤原昭氏が。

・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか :

2009年3月3日、奈良市旧西部公民館跡地活用プロポーザルで落札した近鉄不動産株式会社に、同跡地を売却しました。

・その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか :

旧西部公民館跡地は、奈良県で一番乗降客の多い学園前駅前の一等地ですので、ぜひとも市民に必要な施設を入れて欲しいと市民は長年求めてきました。企業に取っても駅前一等地はとても高い評価ができるはずのものでした。名乗りを上げて落選した5社の中には、市民が求めてきた案が多くありました。

この落札について別紙のとおり、近鉄不動産株式会社が6億4100万円に対し、大和ハウス工業株式会社は9億8556万3千円と、3億4千万円もの、はるかに高い入札者があることが、市民団体「奈良市を見まもる会」の情報公開請求で判明しました。これは法的手続きとしても極めて異様です。

奈良市旧西部公民館等跡地活用提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という)の審査結果によるということです。

大和ハウス工業株式会社の活用提案内容は、保育待機児童の解消を目指し、夜間保育や一時保育など多様なニーズに応える保育所や、地域活動団体向けの貸しスペースなど、多くの市民が長年求めてきた要望に忠実に応えるものでした。近鉄不動産株式会社の高収入者向けクリニックやフィットネス施設に比べて、市民にとって遜色のないものでした。

「奈良市を見まもる会」は更に、なぜ近鉄不動産㈱が選ばれ、大和ハウス工業㈱が選ばれなかったか理由を知ろうと、審査委員会の審査結果等を情報公開請求し、前市長に公開質問書を提出しました。三月二六日、情報開示され、公開質問書のご回答も頂きました。

前市長は、大和ハウス工業㈱の案は、保育所の敷地が狭いので認可保育所とするのは困難だ、無認可保育所なら可能だが調理室やトイレを確保する必要がある、地域交流施設も床面積が約2百㎡で小規模だ、等のご回答でした。

けれど、市役所保育課にお聞きしたところ、大和ハウス工業㈱の保育所の床面積85㎡の案は、無認可保育所なら「広いほう」だそうです。

無認可保育所の基準は「奈良市認可外保育施設指導監督基準」にあり、保育施設の面積は、子ども1人につき1.65㎡以上必要とのこと。

調理室のある無認可保育所は少なく、多くは子ども用の宅配弁当を取っているそうです。調乳する場所が要りますが、湯沸かしや煮沸消毒のできる職員室の台所でも良いそうです。

トイレは、子どものおまるを置くスペース、子どもの高さの手洗い、子ども20人以上ならトイレが2個必要とのこと。

つまり、大和ハウス工業㈱の85㎡の保育所案ですと、トイレや職員室を取っても、半分の42.5㎡ですら、単純計算で25人近くも子どもを預かれることになります。

前市長の「無認可保育所は、届出をすれば可能ですが、保育室以外に調理室及び便所を確保する必要があり、その実現のためには課題が多い」というご回答には矛盾があるのではないのでしょうか。

これで3億4千万円も低い値段の近鉄不動産㈱に決めた理由になるのでしょうか。新年度予算では乳幼児医療費助成が3億8千万円、老人医療費等の助成も3億7千万円です。これほどのお金があればもっと福祉施策に回すべきだったのではないのでしょうか。

全国の自治体の多くは既に、保育所を待っている「待機児童」はゼロですが、奈良市は5月1日現在146人もいて、その多くが学園前を中心とした西部に集中しています。大和ハウス案の保育所は働く母親にとって、本当に必要な施設だったのです。

プロポーザル方式という随意契約には正当・妥当な随意契約理由が必要です。随意契約の正当・妥当性を担保するため、審査委員会を作り、入札参加者を評価していますが、果たしてその審査委員会およびその評

価の方法、最終落札者の決定方法の妥当性に疑問があります。

①手続きの妥当性

プロポーザル方式の公表された規定があり、それに従って行われたものか。規定が無く、その都度入札条件を定める場合、その競争性、公平性、透明性に疑問があります。恣意的に、落札者を想定した入札条件を定めることができるからです。

当時、プロポーザル方式の規定はありませんでした。

②内容の妥当性

a：選任された委員の妥当性

それぞれの委員を選んだ理由が具体的に明示されていません。学識経験者でも、入札参加者と利害関係を有する者（過去および将来を含む）でないか。近鉄とどのような関係があるか調査したかが分かりません。近鉄の事業に関わるとか、講演を依頼されているとか。もし調査をしていなければなぜ調査をしなかったのか説明責任があります。

審査委員会の委員7名のうち、2名は市役所の職員（既に退職）でしたが、市役所職員は様々な業務上、近畿日本鉄道株式会社と密接な関係を持つことが多いようです。今後自分たちが直接維持管理しない物件の評価をなぜ職員にさせる必要があるのか。そこには恣意的な判断が入り込む余地が大きくなります。

また、委員には学園前もしくは当該不動産の近隣に住居している住民を必ず入れるべきですが、委員の住所も、誰が何を発言したかも公開されておらず、密室での話し合いが行われたといえます。

b：評価項目の妥当性

・評価項目の内容の妥当性について

当該不動産の活用として近隣住民の需要を調査し、それを満たすような提案を評価項目の内容としなければ、行政サービスの提供を行う市としては失格ではないでしょうか。

ところが、近隣住民の需要調査、要望等、アンケートを採り、それを評価項目に入れたかどうかということが、公開されていません。

・各評価項目の具体的妥当性の検証

前市長のもとで決めた評価項目について、それぞれ新市長の目でその正当性について検証してください。

財政難を叫びながらなぜ一方で、買い受け金額を6つの評価項目の内の1つにしか入れなかったのか、大変疑問です。

住民の需要があるが規制項目の多い保育施設等を、入札に不利であることを知りながら、あえて提案に取り入れた場合、他の利益のみ優先のレストラン等よりも評価を高くするのが「奈良市」としての使命であり、一般の住民感情です。

また、保育施設等は規制が多く難しいとして評

価を下げるのは、少子化社会で女性の労働力をこれまで以上に必要とする日本の現状、および日本政府の政策を無視した暴挙で、地方自治体としては失格です。

このような不適格な評価があれば、それは無効とすべきではないでしょうか。審査委員会の委員の資質を疑うとともに、そのような者を委員として選任した前市長には大きな責任があります。

私の手元にも多くの市民から「大和ハウスに決めべきだった」という圧倒的多数の市民の声が手紙・FAX・メール等で届いています。それは3億4千万円というお金が奈良市に入るはずだったことを一番の理由に挙げています。これこそがまさに「市民の声」であり、確かな市民の判断ではないでしょうか。駅前一等地、旧西部公民館跡地利用は市民に詳しく意見を聞くべきものでした。

・その行為により、どのような損害が生じているのか。

この売却は明らかに、奈良市民に3億4456万3000円もの損害を与えています。

これらの問題が新聞で報道され、このことを知った多くの市民は、奈良市に失望しました。

ある高齢男性は「長年通ってきた思い出の場所が、そんな汚いことに使われていたとは」と悲しい思いを文章につづられました。多くの市民から同様の声が私の元に多数、寄せられています。

また、市民から怒りの声が奈良市役所に多数届いていると聞いています。

つい最近も「来週、工事が始まると聞いた。あんた、市長に会えるんやろ？何とかしてもらってくれ！」という見知らぬ男性からの電話もありました。

西部の市民は固唾をのんで、旧西部公民館跡地を見つめているのです。

これで工事が始まり、近鉄不動産㈱のマンションが建てば、永久に「あそこはこういう問題があった」と、赤字を出し続ける百年会館のように、永久に言われ続け、市民は旧西部公民館跡地を見る度に、どうしようもない苦々しい思いを抱え続けるのです。

「正義は正されない。不正は放置され続けるだけなのだ。」と、多くの市民は思い、奈良市に対する信頼は、旧西部公民館跡地を見るたびに失われ続けるのです。これは社会や人間への不信となり、我々の将来にとって大きな大きな損失です。

また、「貧困」の問題が叫ばれているこの時代、貧困の8割が母子家庭だと言われます。母子世帯の年収は、一般世帯の3割です。「日本の母子家庭の母親は、世界一働き、世界一貧しい」と言われます。朝に子どもを往復1時間もかけて遠くの保育所に預けに行き出勤する母親の話も聞きます。保育所は、選べるほどたくさんあるべきです。疲れ果てて心身共に病気がちの多くの母子家庭の母親を少しでも救うための、大和ハウス工業㈱案は重要な「チャンス」

だったのです。

約十億で跡地を買い取り、保育所を造るという大和ハウス工業㈱の案はまさに、市民にも奈良市にとっても「救世主」だったはずですが。

そんな重要なチャンスがあったときに、前市長は市民に理解できない売却をしました。もしも近鉄不動産㈱から買い戻しができたとしても、再び大和ハウス工業㈱が元の額で入札してくれるかは分かりません。一度きりの「チャンス」だったのかも知れないのです。

たった一度の大切なチャンスをみすみす逃し、市民に3億4456万3000円もの損害を与えた前市長は、全ての責任を取るべきです。

・どのような措置を請求するのか。

前市長に、奈良市に与えた損失3億4456万3000円と、旧西部公民館跡地を買い戻す場合に上乗せされる違約金等を払うよう、求めて下さい。

市長から近鉄不動産㈱にお願いして、始まった工事を中断してもらってください。

近鉄不動産㈱に旧西部公民館跡地を買い戻しさせて頂くよう、お願いして頂きますよう、心より、心よりお願いいたします。

私もよろしければ同行させて頂き、ご一緒に近鉄不動産㈱に土下座させて頂きますので、どうかよろしくお願いいたします。

旧西部公民館跡地が疑惑の象徴として市民の心に永久に残らないよう、次の世代の子どもたちに「正義は正される」という約束を誓うため、勇氣ある決断をお願いいたします。

5 監査対象事項

(1) 奈良市が旧西部公民館跡地（以下「本件土地」という。）を売却する際にプロポーザル方式（随意契約）を採用したことが違法であるのか。

(2) 奈良市が本件土地を近鉄不動産㈱に6億4,100万円で売却したこと（以下「本件契約」という。）が違法であるのか。

(3) 他の参加業者である大和ハウス工業㈱が9億8,556万3千円を提示していたにも拘わらず、奈良市旧西部公民館等跡地活用提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という）の決定に従い、前奈良市長が、近鉄不動産㈱の提案を採用したことは、本市に損害を与える違法又は不当な行為に該当するのか。

(4) 近鉄不動産㈱に工事中止を求めること及び買戻しをすることは妥当であるのか。

6 監査の結果

（事実関係）

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 事実の経過

H19. 5. 25 奈良市タウンミーティング西部北ブロックにおいてプロポーザル方式を示唆

- H19. 6. 14 定例記者会見において公募提案型プロポーザルによる売却を表明
- H20. 2. 1 審査委員会の7委員の委嘱
第1回審査委員会(趣旨・審査項目・審査配点等を審議)
- H20. 5. 26 第2回審査委員会(趣旨・審査項目・審査配点等の決定)
- H20. 7. 28 第3回審査委員会(募集要項の決定)
- H20. 8. 15
～ 9. 3 募集要項の公表・配布
- H20. 9. 6 現地説明会実施
- H20. 10. 8
～ 10. 10 応募申込書の受付
- H20. 11. 4
～ 11. 6 活用提案書・買受希望価格書の提出(6事業者が提出)
- H20. 11. 27 第4回審査委員会(書類審査実施、5

- 事業者を選定)
 - H20. 12. 15 第5回審査委員会(プレゼンテーション・面接最終審査、最優秀・優秀事業者の選出)
 - H20. 12. 17 最終結果を市長に報告
 - H21. 2. 20 土地売買契約締結及び契約保証金の納付
 - H21. 3. 3 売買残代金納付、土地引渡し、所有権移転登記完了
- (2) 売却対象地
所在地番及び面積等

所 在	地 番	地 目	面 積	
			公簿 (㎡)	実測 (㎡)
奈良市学園北二丁目	1017番237	宅地	2028.26	2028.26

(3) 大和ハウス工業(株)と近鉄不動産(株)の提案概要

項 目	大和ハウス工業株式会社	近鉄不動産株式会社
施設内容	1. 共同住宅(分譲) 2. 保育所(地域貢献スペース) 3. 地域交流施設(※) (自治会やNPO等の地域活動)	1. 共同住宅(分譲) 2. クリニック(地域貢献スペース) 3. カフェレストラン(地域貢献スペース) 4. メディカルフィットネス(地域貢献スペース)
1. 構造 2. 規模 3. 総戸数 4. 駐車場	【保育所棟】(地域貢献スペース) 1. S造 2. 地上1階 【共同住宅棟】 1. RC造 2. 地上9階、地下2階 3. 86戸 4. 44台	【健康増進施設棟】(地域貢献スペース) 1. S造 2. 地上4階、地下1階 【共同住宅棟】 1. RC造一部S造 2. 地上10階、地下1階 3. 80戸 4. 80台
1. 建築面積 2. 延床面積 (容積対象床面積) 3. 地域貢献スペース 4. 地域貢献スペース割合	1. 1,295.80㎡ 2. 8,585.70㎡ (7,300.00㎡) 3. 85.2㎡ 4. 0.99%	1. 1,455.19㎡ 2. 10,545.21㎡ (7,116.58㎡) 3. 2,238.49㎡ 4. 21.22%
買受希望価格	985,563,000円	641,000,000円

(※) 大和ハウス工業(株)提案の地域交流施設は、奈良市開発指導要綱第18条の規定による共同住宅の集会施設であり、地域貢献スペースとは認定されない。

(4) 最低処分価格(500,000,000円)の算出方法

区 分	査定時点(※2)	価格(円)	価格設定の条件
不動産鑑定評価	2008年8月5日	673,382,000	建物等の定着物がなく、かつ、使用収益を制約する権利の付着していない宅地、「更地」として鑑定
不動産鑑定評価意見書(※1)	2008年8月5日	592,576,000	対象不動産の「更地」の最有効使用と判定した想定建物(分譲マンション)内に、地域貢献スペースを設けることを前提とする。

解体撤去工事設計額	2008年8月29日	105,619,500	旧西部公民館 RC造 地下1階 地上3階 3,024.33㎡ 旧みそ会館 S造 平屋 150㎡
意見書価格—解体撤去工事設計額		486,956,500	
最低処分価格		500,000,000	

(※1) 地域貢献スペースを考慮した不動産鑑定評価意見書の金額は、不動産鑑定評価額から減価率12%を控除した額である。

(※2) 不動産鑑定評価及び不動産鑑定評価意見書並びに解体撤去工事設計額の査定時点が、それぞれ2008年8月5日、同年8月29日となっているが、遅くとも審査配点を決定した第2回審査委員会が開催された2008年5月26日までは最低処分価格の5億円が決定されていなければならない。このことについては、口頭により事前に価格を把握していたという管財課長の説明で確認した。手続きには疑問の残るところではあるが、本件監査請求を監査するについては影響はないと判断した。

(5) プロポーザル方式の導入経緯について

奈良市は、平成19年5月25日の奈良市タウンミーティング（西部北ブロック）において、市民からの質問に対して、「奈良市を取り巻く厳しい財政状況の下、行財政改革の一環として本件土地を売却するとともに、売買価格のみならず学園前地区の特色を活かした有効土地利用を目指したい。そのため一般競争入札ではなく、公募提案型プロポーザル方式を検討したい。」趣旨の回答をしている。

さらに、同年6月14日の定例記者会見においても、前奈良市長が当該土地の売却については行財政改革推進の観点だけでなく、公募提案型プロポーザルを採用することにより、地域にふさわしい有効な土地利用を図る趣旨の発言をしている。

(6) 奈良市旧西部公民館等跡地活用提案協議審査委員会の委員の選任について

奈良市旧西部公民館等跡地活用提案競技審査委員会設置要領第3条第2項では「委員は、学識経験者、専門知識を有する者、市職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。」と定められており、これの規定に基づき、「建築」「まちづくり」「住環境」「法律」「経営」「行政」の各分野の専門職を委員として選任し、各委員がその客観的判断に基づいて地域特性に適した最優秀事業計画を選定するために、審査委員会に募集要項の作成から審査基準・配点等の設定、審査項目の採点・審査決定までを委嘱した。

専門分野	人数	選 定 理 由
建築 (学識経験者)	1	施設のデザイン・建築計画・施設配置等のチェックするため
まちづくり (学識経験者)	1	周辺のみちづくりへの先導的波及効果を狙う観点からチェックするため
住環境 (学識経験者)	1	誰もが使い易い施設であるかという観点からチェックするため

法律 (弁護士)	1	不動産の流動化等、多様化・複雑化する不動産利用方法を反映した提案内容に対して、法的観点からチェックするため
経営 (公認会計士)	1	財務諸表等の分析を通じて、提案者の資力の有無をチェックするため 不動産の流動化等、多様化・複雑化する不動産利用方法を反映した提案内容に対して、財務的観点からチェックするため
行政 (市職員)	2	市行政全般の観点からチェック

(7) 5社からの提案に対する7委員の審査点数集計

審査項目	配点	大和ハウス工業(株)	近鉄不動産(株)	A社	B社	C社
① 施設配置計画	10	30.0	45.0	47.5	30.0	57.5
② 建築計画	10	37.5	45.0	42.5	27.5	52.5
③ 地域への貢献、周辺まちづくりへの貢献	10	25.0	50.0	42.5	25.0	60.0
④ 事業計画・管理運営等	10	40.0	47.5	40.0	30.0	35.0
⑤ 事業の実施体制・事業遂行能力	10	42.5	52.5	32.5	30.0	35.0

⑥	買受希望 価格	10	70.0	56.0	7.0	7.0	7.0
⑦	総合的観 点	40	150.0	210.0	190.0	120.0	230.0
	合計点	100	395.0	506.0	402.0	269.5	477.0

ア 配点は委員1人あたりの点数である。

イ 採点の基準

審査項目①～⑥ごとに 特に優れている・・・10点
優れている・・・7.5点
普通・・・5点
劣っている・・・2.5点
特に劣っている・・・0点

⑦「総合的観点」については他の項目①～⑥の4倍の点数とする。

ウ 買受希望価格の評点は以下のとおりとする。

5億円以上5億2千万円未満：1点

5億2千万円以上5億4千万円未満：2点

それ以降2千万円上がるごとに1点加点する。

買受希望価格が7億円以上は全て：10点

エ 応募は全部で6社であったが、書類審査の結果、上位5社を最終のプレゼンテーション・面接審査の対象とした。

オ 審査委員会は最高点を獲得した近鉄不動産㈱を最優秀提案者と決定した。その審査理由は、近鉄不動産㈱の跡地活用提案書が「事業計画・管理運営等への考え方及び事業の実施体制・事業遂行能力において優れており、その他の観点を総合的に考慮した結果、最も優秀であると認めため」であること。

(8) 奈良市旧西部公民館等跡地活用提案競技事業者募集要項

8. 審査基準(1) 審査基準②

「一般公募型提案競技は、学識経験者、弁護士、公認会計士及び本市職員から構成する奈良市旧西部公民館等跡地活用提案競技審査委員会において、提案された開発事業計画の内容及び買受希望価格について審査を行い、総合的に評価を行って最優秀提案者及び優秀提案者を選定することとし、その結果を市長に答申します。

市長は、最優秀提案者と本件土地の売買及び活用に係る契約を締結します。」

(9) 売買契約関係

市有財産売買契約書は、売買代金6億4,100万円で奈良市と近鉄不動産㈱の間で平成21年2月20日に締結された。なお、本件契約には売買代金の支払完了時に本件土地の所有権が奈良市から近鉄不動産㈱に移転する旨の特約が付されている。平成21年3月3日、既に支払われていた契約保証金6,410万円を除いた売買代金5億7,690万円が近鉄不動産㈱から奈良市へ支払われ、「平成21年3月3日売買」を登記原因とする所有

権移転登記を了した。

(監査委員の判断)

監査対象事項(1)

奈良市が本件土地を売却する際にプロポーザル方式(随意契約)を採用したことが違法であるのかについて以下のとおり考察する。

旧西部公民館等跡地について、奈良市は、駅前という立地条件と奈良市都市計画マスタープランに位置づけられている生活文化拠点としての「住む・学ぶ・憩う」という地域特性を活かした市民交流の場を創出するとともに、近年のライフスタイルの変化やワーク・ライフ・バランス、少子高齢化等を視野に入れた土地利用を考えていた。

このような目的を達成するため、本件土地の売却方法については、金額だけで決定する入札方式ではなく、西部学園前地区の周辺環境や地域景観に配慮し、民間活力による事業計画について提案を募り、土地価格だけではなく、土地利用計画と価格の両方を総合的に判断する公募型の提案競技プロポーザル方式が採用された。

そして、事実関係(6)で述べたように7名で構成される審査委員会を設置し、審査委員会が、①「施設配置計画」、②「建築計画」、③「地域への貢献、周辺まちづくりへの貢献」、④「事業計画・管理運営等」、⑤「事業の実施体制・事業遂行能力」、⑥「買受希望価格」、⑦「総合的観点」の7つの審査項目について採点を行い、プロポーザル方式による最高点を付けた提案者との間で随意契約を締結する方法を採用した。

このことから本件土地の売却に当たっては価格だけではなく地域貢献の要素をも重視する奈良市の考えは明らかであり、価格的に見れば必ずしも有利とは言えない相手方を契約の相手として選択したことは、違法であるとは言えない。

このことは、「当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、上記のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」と最高裁判所昭和62年3月20日第二小法廷判決が判示するところからも明らかである。

監査対象事項(2)

奈良市が本件土地を近鉄不動産㈱に6億4,100万円で売却した本件契約が違法であるのかについて以下のとおり考察する。

請求人が主張するように、大和ハウス工業㈱が提示した最高金額9億8,556万3千円と近鉄不動産㈱が提示した2番目の金額6億4,100万円との価格差3億4,456万3千円は、奈良市のひっ迫した財政状況から考慮すれば、一番高額な買受希望金額を提示した提案者に本件土地を売却することとなる。しかしながら、前述したように本件土地の売却は、学園前地区の地域特性を活かしたまちづくりをすることを第一義的に考えたものであり、奈良市としては、財政的見地からのみではなく、様々な社会的かつ公共的要因を重視しつつ、本件土地の売却先をプロポーザル方式により選定することとしたものである。このことから、奈良市の事業者決定方法に不当性があったとは言えず、総合点で他の事業者を上回った近鉄不動産㈱の価格6億4,100万円は奈良市が設定していた最低処分価格である5億円を1億4,100万円も超過しており、売却手続き上違法性は認められない。

監査対象事項(3)

他の参加業者である大和ハウス工業㈱が9億8,556万3千円を提示していたにも拘わらず、審査委員会の決定に従い、前奈良市長が、近鉄不動産㈱の提案を採用したことは、本市に損害を与える違法又は不当な行為に該当するののかについて以下のとおり考察する。

事実関係(8)のとおり、奈良市旧西部公民館等跡地活用提案競技事業者募集要項」の8. 審査基準(1)審査基準②によると、審査委員会が審査の上選定した最優秀提案者を審査結果として市長に答申し、市長はその最優秀提案者と本件土地の売買契約及び活用に係る契約を締結する旨が記載されている。このことから、前市長は審査委員会が選定した最優秀提案者以外の者と契約を締結することはできない。

審査委員会は、各専門分野の学識経験者5名及び市職員2名の計7名から構成されており、上記で述べた7つの審査項目について客観的に審査を行った。審査項目のひとつである「買受希望価格」の配点が100点満点中、「総合的観点」(配点40点)を除く他の5項目と同じ10点であることについては、公募型プロポーザル方式を採用した目的を鑑みれば、審査委員会が「買受希望価格」を他の項目よりも重要視せず、最高買受価格を提示した大和ハウス工業㈱の提案を採用しなかったことは不当であるとは言えない。

また、事実関係(7)のとおり、7つの審査項目を総合的に審査した結果として最高得点を獲得し、最優秀提案者となった近鉄不動産㈱に本件土地を6億4,100万円で売却する行為は奈良市が設定した最低処分価格である5億円を超えており、奈良市に損害を与えたものとは言えない。損害自体が発生していない以上、前奈良市長の行為については違法性を判断する必要はない。

監査対象事項(4)

近鉄不動産㈱に工事中止を求めること及び買戻しをすることは妥当であるのかについて以下のとおり考察する。

奈良市と近鉄不動産㈱との間で締結された本件土地売買契約は有効に成立しており、既に土地所有権は近鉄不動産㈱に移転しているため、近鉄不動産㈱は本件契約の本旨に従って事業を推進しなければならず、開発行為として奈良市開発指導要綱に抵触しなければ工事中止を求める理由がない。

また、本件契約には買戻特約が付され、買戻特約の登記もなされているが、この特約は近鉄不動産㈱に契約上の不正行為や債務不履行等があった場合に限り効力が生ずるというものである。すなわち、奈良市の一方的な意思表示のみで買戻しができるものではないため、現時点においては本件契約に付された買戻しを行う理由がない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断し、本件請求は棄却する。

(平成21年10月21日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第38号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年10月30日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
岡田組	代表者 岡田 為春	奈良市水間町644	平成21年 10月19日

(平成21年10月30日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第73号

平成21年12月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成21年12月3日から平成21年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成21年10月30日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成21年10月30日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第74号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成21年12月3日から平成21年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成21年10月30日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成21年10月30日揭示済)